

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	鹿島市、嬉野市、太良町 (代表)

鹿島藤津地区鳥獣被害防止計画

(鹿島市、嬉野市、太良町)

<連絡先>

担当部署名 太良町 農林水産課
所在地 太良町大字多良 1 番地 6
電話番号 0954-67-0315
FAX 番号 0954-67-2425
メールアドレス nosei@town.tara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、タヌキ、アナグマ、 キツネ、テン、ヒヨドリ、カワウ、 カラス、スズメ、サギ類、ハト類、カモ類
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	太良町全域、鹿島市全域、嬉野市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	市町名	被害の現状		
		品目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	鹿島市	水稲	0.28	27.2
		みかん	4.47	794.4
		計	4.75	821.6
	嬉野市	水稲	1.81	173.4
		工芸農作物(茶)	0.54	508.2
		計	2.35	681.6
	太良町	水稲	0.39	38.9
		果樹	1.06	267.4
		計	1.45	306.3
小計			8.55	1,809.5
アライグマ	太良町	果樹	0.03	9.8
		計	0.03	9.8
アナグマ	太良町	果樹	0.11	28.0
		計	0.11	28.0
カラス	太良町	果樹	0.05	12.2
		計	0.05	12.2
ヒヨドリ	太良町	果樹	0.04	15.6
		計	0.04	15.6
小計			0.23	65.6
合計			8.78	1,875.1

鳥獣の種類	市町名	被害の現状		
		品目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
カモ類	鹿島市	養殖海苔	—	40,95.0
		計	—	40,95.0
	嬉野市	—	—	—
	太良町	養殖海苔	—	1,913.6
		計	—	1,913.6
合計			—	6,008.6

(2) 被害の傾向

・イノシシ

主な被害作物は水稲、豆類、果樹、工芸農作物（茶）であり、被害地域は山間部がほとんどであるが、近年は中山間地下流域の畑地や住宅地付近でも被害が増えている。

侵入防止柵の設置も進んでいるが、耕作放棄地の増加がイノシシにとって棲みよい環境を生み出しており、被害防止には至っていない。また、住宅敷地内に出没するなど、生活環境への被害も発生している。

・アナグマ、アライグマ、タヌキ、キツネ、テン

農作物の被害金額は少ないものの、被害は管内で発生しており、捕獲頭数も継続している。また、平坦地でも住宅地への侵入等生活環境への被害も発生している。

・カラス等の鳥類被害

被害金額としては大きくはないが、管内でもスイカ、玉ねぎなどの農作物の被害も出ている。

・カモ類の鳥類被害

被害金額としては計上されていないが、沿岸部畑地の麦苗の食害が大量に発生し、また、海上の養殖海苔においても食害が大量に発生し、一番単価の高い一番摘みを中心に大きな被害を受け、年々増加傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標	市町名	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害面積	鹿島市	4.75ha	3.32ha
	嬉野市	2.35ha	1.64ha
	太良町	1.68ha	1.17ha
	合計	8.78ha	6.14ha
被害金額	鹿島市	821.6万円	575.1万円
	嬉野市	681.6万円	477.1万円
	太良町	371.9万円	260.3万円
	合計	1,875.1万円	1,312.5万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 被害多発地区や捕獲依頼のあった地区を猟友会に依頼し有害捕獲を行った。 捕獲機材（箱わな・くくりわな）の整備 中型哺乳類用箱わなの導入 捕獲獣の埋設 	<ul style="list-style-type: none"> 年々捕獲頭数は増加しているが、猟友会の高齢化、捕獲個体の処理等が問題となっている。 わなや銃器が使えない住宅付近にまで生息圏が拡大している。 自衛捕獲での捕獲成功率が低い。こちらも捕獲個体の処理が困難である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止総合対策等を活用し、電気牧柵やワイヤーメッシュ柵の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備未実施地区への被害の移動。 設置及び管理方法について、設置者が適正な設置方法や草刈り等の管理を徹底するよう継続指導が必要である。

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣対策指導員養成研修を受講した市町、農協、農済組合等の関係者で構成する鳥獣被害対策チームを編成し、被害発生集落に対して、集落座談会等を利用した被害防止対策の啓発や、侵入防止柵の設置状況の確認・指導を行うなどして、地域をあげた取組が講じられるよう推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> イノシシを寄せ付けない環境整備に努め、農地付近のヤブ払いや餌付け要因を除去し、農地への出没を抑制する。 防護柵の設置等に関する取組としては、既存の電気牧柵の効果が最大限に発揮できるよう、適正な設置方法や管理方法について普及啓発を

図っていく。

また、国庫補助事業等を活用し、ワイヤーメッシュ柵の広域的な設置を推進する。

- ・捕獲等に関する取組として、生産者の狩猟免許取得推進や捕獲従事者への育成講習等により、捕獲強化を図る。

また、中型哺乳類に関しては、防除研修会等を実施し、被害防止対策の啓発を図るとともに個体数増加を抑制するため、通年捕獲を実施する。特にアライグマに関しては、特定外来生物の防除実施計画に基づき、生息域拡大の阻止を図る。

- ・カラス等の鳥類は猟友会への駆除委託などを行い、引き続き捕獲を強化していく。また、地域の特徴として養殖海苔が盛んな地域であり、特にカモ類による食害によって生産量や金額に影響を及ぼしている。鷹匠や猟友会による追い払い活動によって被害の減少に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会と委託契約を締結し、有害鳥獣駆除業務の委託を行っている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ キツネ、テン ヒヨドリ カラス、スズメ サギ類、ハト類 カモ類、カワウ	捕獲わなの購入・貸与 新規狩猟免許取得を促進し、従事者の確保 中型哺乳類用の箱わなの導入 防除技術講習会を開催し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を図る。 カモ類の養殖海苔への被害軽減については鷹匠や猟友会による追い払いを実施する。
令和3年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ キツネ、テン ヒヨドリ	捕獲わなの購入・貸与 新規狩猟免許取得を促進し、従事者の確保 中型哺乳類用の箱わなの導入 防除技術講習会を開催し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を図る。

	カラス、スズメ サギ類、ハト類 カモ類、カワウ	カモ類の養殖海苔への被害軽減については鷹匠や猟友会による追い払いを実施する。
令和 4年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ キツネ、テン カワウ ヒヨドリ カラス、スズメ サギ類、ハト類 カモ類	捕獲わなの購入・貸与 新規狩猟免許取得を促進し、従事者の確保 中型哺乳類用の箱わなの導入 防除技術講習会を開催し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を図る。 カモ類の養殖海苔への被害軽減については鷹匠や猟友会による追い払いを実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲頭数は年々増加傾向にある。今後は猟友会の高齢化による捕獲者の減少も考えられるが、新たな捕獲従事者の育成や農家による自衛捕獲を推進し、有害捕獲と自衛捕獲を合わせてイノシシ3,200頭、アライグマ、アナグマ、タヌキ等中型哺乳類も合わせて740頭の捕獲を目指す。</p> <p>また、カラスをはじめとする鳥類の被害も深刻であり、捕獲や追い払い等を実施する。</p>

対象鳥獣	市町名	捕獲計画数等		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	鹿島市	1,000頭	1,000頭	1,000頭
	嬉野市	1,500頭	1,500頭	1,500頭
	太良町	700頭	700頭	700頭
	計	3,200頭	3,200頭	3,200頭
アライグマ アナグマ タヌキ テン キツネ	鹿島市	300頭	300頭	300頭
	嬉野市	240頭	240頭	240頭
	太良町	200頭	200頭	200頭
	計	740頭	740頭	740頭
カラス	鹿島市	200羽	200羽	200羽

	嬉野市	30羽	30羽	30羽
	太良町	30羽	30羽	30羽
	計	260羽	260羽	260羽
カモ類	鹿島市	200羽	200羽	200羽
	嬉野市	—	—	—
	太良町	100羽	100羽	100羽
	計	300羽	300羽	300羽

捕獲等の取組内容
<p>通年で有害鳥獣駆除を行う。</p> <p>また、農作物の被害状況に応じて、駆除対策チームによる捕獲も適宜行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
捕獲許可権限 委譲済み	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	市町名	侵入防止柵種類	整備内容		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	鹿島市	ワイヤーメッシュ柵	2,000m	2,000m	2,000m
		電気柵	12,000m	12,000m	12,000m
		計	14,000m	14,000m	14,000m
	嬉野市	ワイヤーメッシュ柵	20,000m	20,000m	20,000m
		電気柵	10,000m	10,000m	10,000m
		計	30,000m	30,000m	30,000m
	太良町	ワイヤーメッシュ柵	7,000m	3,000m	3,000m
		電気柵	40,000m	40,000m	40,000m
		計	47,000m	43,000m	43,000m
合計			91,000m	87,000m	87,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ キツネ、テン ヒヨドリ カワウ、カラス スズメ、サギ類 ハト類、カモ類	<p>県・市町及び JA 職員で「鳥獣被害対策チーム」を編成、被害発生集落に入り、集落環境点検やマップづくりを通して集落の実態把握を行うとともに、効果的な被害防止策について指導・助言を行い、地域を挙げた活動ができるような体制づくりを推進する。また、イノシシの隠れ家となりやすい荒廃果樹園等を解消し、イノシシが棲みにくい環境を整備する。</p> <p>研修会等により、地域が主体となった被害防止対策の普及啓発を進める。</p> <p>また、海上での養殖海苔の被害については、鷹匠や猟友会による追い払いにより、被害防止・軽減を図る。</p>
令和 3年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ キツネ、テン ヒヨドリ カワウ、カラス スズメ、サギ類 ハト類、カモ類	<p>県・市町及び JA 職員で「鳥獣被害対策チーム」を編成、被害発生集落に入り、集落環境点検やマップづくりを通して集落の実態把握を行うとともに、効果的な被害防止策について指導・助言を行い、地域を挙げた活動ができるような体制づくりを推進する。また、イノシシの隠れ家となりやすい荒廃果樹園等を解消し、イノシシが棲みにくい環境を整備する。</p> <p>研修会等により、地域が主体となった被害防止対策の普及啓発を進める。</p> <p>また、海上での養殖海苔の被害については、鷹匠や猟友会による追い払いにより、被害防止・軽減を図る。</p>
令和 4年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ キツネ、テン ヒヨドリ カワウ、カラス スズメ、サギ類 ハト類、カモ類	<p>県・市町及び JA 職員で「鳥獣被害対策チーム」を編成、被害発生集落に入り、集落環境点検やマップづくりを通して集落の実態把握を行うとともに、効果的な被害防止策について指導・助言を行い、地域を挙げた活動ができるような体制づくりを推進する。また、イノシシの隠れ家となりやすい荒廃果樹園等を解消し、イノシシが棲みにくい環境を整備する。</p> <p>研修会等により、地域が主体となった被害防止対策の普及啓発を進める。</p>

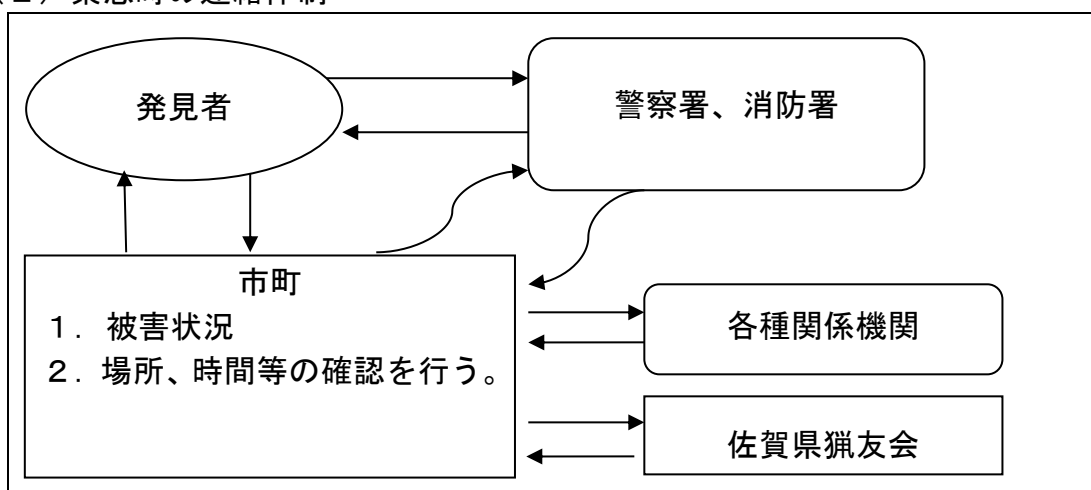
		また、海上での養殖海苔の被害については、鷹匠や猟友会による追い払いにより、被害防止・軽減を図る。
--	--	--

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿島市	関係機関及び住民への情報伝達
嬉野市	関係機関及び住民への情報伝達
太良町	関係機関及び住民への情報伝達
佐賀県猟友会	対象鳥獣の捕獲
佐賀県警察	住民の生命、身体又は財産の保護

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
鹿島市	鳥獣被害対策実施隊を編成 補助事業の推進、各機関との調整
嬉野市	鳥獣被害対策実施隊を編成 補助事業の推進、各機関との調整
太良町	鳥獣被害対策実施隊を編成

	補助事業の推進、各機関との調整
佐賀県杵藤農林事務所	補助事業の推進
佐賀県藤津農業改良普及センター	先進的技術指導
佐賀県農業協同組合	被害把握、防除対策の助言、指導
佐賀県猟友会	有害鳥獣の捕獲
鹿島嬉野森林組合	林野部における被害状況の確認、指導
太良町森林組合	林野部における被害状況の確認、指導
佐賀県有明海漁業協同組合	沿岸部及び海上における被害状況の確認、指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀県生産者支援課	被害防止対策事業に関する情報提供・助言指導
佐賀県農業技術防除センター	被害防止対策事業に関する情報提供、被害防止技術の情報提供、その他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

	構成	規模
鹿島市	市職員及び市長が指名するもの	10人以内
嬉野市	市職員	10人以内
太良町	町職員	10人以内

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在、基本的に捕獲者により捕獲現場で埋設処理するが、個体の状況（体重など）に応じて猟犬用の餌や食用として対応する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--